

法定外公共物使用許可申請について

1 法定外公共物

法定外公共物とは、市有土地における河川法が適用又は準用されない河川、市有土地における道路法が適用されない道路、市有土地における水路又は池沼、これらに掲げるものの付属物をいう。(法定外公共物管理条例第2条)

2 法定外公共物使用の具体例

合併浄化槽の排水管が水路内にかかる場合
給水管が横断する場合
橋を架ける場合

3 法定外公共物使用許可の手續に要する書類

図面【案内図・公図・平面図・縦断図・横断図・構造図・写真・合併浄化槽認定シート(合併浄化槽で放流の場合必要)等】
図面 2部提出すること

- * 使用物件が、申請者の所有者ではない私有地へ入る場合には、土地所有者の使用同意書を提出すること。
- * 合併浄化槽に関する補助金については、環境緑水課で確認すること。
- * 合併浄化槽を設置後は、適正な維持管理を行うこと。

1級河川は、直接飯能県土整備事務所へ
入間第二用水で管理する水路へ直接放流する場合、直接入間第二用水土地改良区へ

法定外公共物工事等施行許可申請について

1 法定外公共物工事の具体例

水路の整備等・U字溝布設・道路舗装工事・道路法面埋め立て工事等

2 法定外公共物工事等施行許可の手續に要する書類

図面【案内図・公図・平面図・縦断図・横断図・構造図・写真等】
図面 2部提出すること

1級河川は、直接飯能県土整備事務所へ

飯能市建設部道路課管理担当